

社会保障審議会統計分科会生活機能分類専門委員会
生活機能分類普及推進検討ワーキンググループ運営要綱

(目的)

第1条 社会保障審議会統計分科会生活機能分類専門委員会生活機能分類普及推進検討ワーキンググループ(以下、「WG」という。)については、本要綱に基づき運営を行う。

(所掌)

第2条 WGは次の事項について審議する。

- (1) WHOが刊行するICF資料に関する翻訳案の作成
- (2) ICD-11第V章を国内適用するにあたって、具体的な活用案(フィールドテスト等を含む)の検討
- (3) WHOから出される改正案に対する日本からの意見提出案の検討
- (4) その他

(構成等)

第3条 ワーキンググループに座長を置く。座長の指名は、社会保障審議会統計分科会生活機能分類専門委員会委員長が行う。

- 2 座長は、座長代理を指名することができる。
- 3 座長代理は、座長に事故があるとき、又は座長が特に必要と認めて指示するときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 座長が必要と認めたときは、WGに、WG委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(公開)

第5条 WGは公開とする。ただし、座長が必要と認めたときは、WGを非公開とすることができる。

(議事録)

第6条 議事録は公開とする。ただし、座長が必要と認めたときは、議事録を非公開とすることができる。

- 2 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、座長は非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開しなければならない。

3 WGの資料は公開とする。ただし、座長が必要と認めるときは、資料を非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 WGの庶務は、厚生労働省政策統括官付参事官付国際分類情報管理室において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、WGの運営に関し必要な事項は、座長がWGに諮って定めるものとする。

附則

(施行日)

本要綱は、平成31年3月14日から施行する。